

1996年 度

駿 台 史 學 會 大 會

研究 発 表 要 旨

1996年12月14日

駿 台 史 學 會

於 明治大学大学院南講堂

研究発表

自由論題

プログラム

自由論題 (10:30 ~ 12:00) 大学院南講堂

全幹事会 (12:00 ~ 13:00) 大学院第1会議室

自由論題 (13:00 ~ 14:20) 大学院南講堂

休憩 (14:20 ~ 14:30)

シンポジウム (14:30 ~ 17:00) "

報告 (14:30 ~ 16:00)

討論 (16:00 ~ 17:00)

総会 (17:00 ~ 18:00) "

懇親会 (18:00 ~ 20:00) 大学院第1会議室

奈良時代における新羅征討伝承の歴史化 河内春人

朝鮮後期における君主権確立過程に関する一試論 文純実

——主に正祖を中心として——

中世ノヴゴロドの外人裁判権 小野寺利行

「火竈」銘をもつ倣製鏡の再検討 新井悟

シンポジウム

1996・1997年度総合テーマ『植民地支配の国際比較』

『旧帝国の崩壊と植民地主義』(1996年度)

1996年度シンポジウムの趣旨説明 駅台史学会企画委員会

中華帝国の場合 茂木敏夫

韓国の場合 海野福寿

オスマン帝国の場合 永田雄三

奈良時代における新羅征討伝承の歴史化

河 内 春 人

(明治大学大学院日本史専修博士後期課程)

奈良時代中期以降の日本と新羅の外交関係の悪化の中で、日本において新羅に対する外征問題が二度起こった。一度目は天平九年であり、対新羅政策における所司の意見表として提出されたものであった。この時は対外政策としての具体化はなされなかった。二度目は、天平宝字期の藤原仲麻呂政権におけるいわゆる新羅征討計画である。この二度にわたる新羅征討問題は、それが国家政策として採用されたか否かという点で決定的に異なっている。そしてその背景となる対新羅意識がいかなるものであったかということが問題となる。

この問題で注目されるのが、天平九年の際に國家がおこなったこととしての奉幣である。対外関係に関する神祇や山陵に対する遣使・奉獻物は、奈良時代に頻繁にみられる。対新羅関係に限定してもそれは持統朝から天平宝字期までに11例を数えることができる。こうした遣使・奉獻物の儀礼は、当初は新羅の調や貢物を献ずる、新羅の服属を具体的に強調するものであったと考えられる。ところが対新羅関係の悪化の過程で貢物の獲得が難しくなると、幣を奉る行為に変化していく。それとほぼ対応するかたちで、新羅の服属を報告する形式であった儀礼が、それを祈願するものへと変わっていく。それは対新羅関係がなんら具体的な成果を出さない空疎な関係となっていくなかで、対外儀礼も変容せざるを得なかつたことを意味する。

また、そうした遣使・奉獻物の対象も拡大されていく。まず神祇についていえば、天平九年における香椎宮（廟）の登場である。香椎宮は新羅征討計画にも重要な役割を果たしている。また、山陵でも文武朝には天武陵のみであったのが、天平勝宝期には天武・天智・応神・元明の諸陵へと拡大されている。この二つを照らし合わせると、香椎宮の祭神としての神功皇后と応神山陵との関係が注目され、神功皇后新羅征討伝承が浮き上がってくる。香椎宮の成立は聖武朝初期の神龜期であるといわれる。それは日羅関係における両国の利害の齟齬が顕在化しつつある時期でもある。なお、香椎宮は廟とも称されている。廟とは祖先の尊像等を安置して拝する場所であり、唐では祀令に規定されているが、日本の律令制には導入されなかったものである。かかる廟制が香椎宮のみにあらわれるのは、新羅服属の起源を歴史的に遡及させることによって、その歴史性を強調して破綻しつつある新羅服属を確保しようという目論見からであろう。三韓を服属させた神功皇后・応神天皇を祀ることで内外にそれを既成事実としてアピ

のであり、そのような祖先祭祀を日本律令国家は持たないが故に、単発的な廟として香椎宮が立ち現れたのである。

同様のことは新羅使への詔にも見える。天平勝宝四年に新羅の王子の金泰廉が来朝した時には「始自氣長足媛皇太后平定彼國，以至于今，為我蕃屏」と述べられている。以後の日本における新羅への主張では、この金泰廉の事例が基調となっている。これ以前には新羅の日本服属に関する抽象的な表現はみられるが、それが何に基づくのか具体的な記述はみられない。ここでも天平期以降における神功皇后伝承のクローズアップを確認することができる。

このような意識の形成には、律令官人の再生産の問題が関わっている。奈良初期には比較的柔軟な新羅への対応が、天平・天平勝宝期の神功皇后伝承に関する儀礼が積極的におこなわれる中で新しい世代の官人には「歴史事実」として植え付けられていった。このような過程を経て、天平期には不発であった新羅征討論が天平宝字期には現実の政策として取り上げられるようになった側面を指摘しておきたい。

以上のように、日本書紀の成立による神功皇后新羅征討伝承の確立は決してその伝承としての終着点ではない。むしろ伝承が文字として固定化されたことによって、それに基づいて国家が歴史として取り扱うようになり、展開していくのである。天平から天平宝字にかけての期間は、まさしくその時期に該当する。この時期に新羅征討がしばしば議論されるようになったのは、単なる両国間の関係悪化だけに基づくものではない。それによって不安定になった新羅藩国視を有効に機能させるために、新羅服属を遠い過去からの「決まり」として確定化させようとした。そのため新羅服属を応神朝まで遡らせる必要性が生じた。すなわち新羅征討・服属という伝承を歴史的事実として公定化した上で成立した日本律令国家の世界観を安定させることができ、当時の一つの課題として存在していたのである。

奈良時代以後、新羅との公的関係が終焉を迎えると、新羅征討伝承のもつべき方向性が歪められていく。それは平安期における淨穢の世界観の転換とも相俟って、平安時代以降の朝鮮蔑視や神國思想と密接に関わると考えられるが、今後の課題としたい。

M E M O

朝鮮後期における君主権確立過程に関する 一試論 — 主に正祖を中心として —

文 純 実

(明治大学大学院東洋史専修博士後期課程)

1392年に建国された朝鮮王朝は、当初より国家の指導理念として、中国宋代に興った朱子学を積極的に導入していった。15世紀には、建国功臣とその子孫を中心に、一部の権勢家門が中央政界の主要ポストを独占していたが、16世紀に入ると、朱子学を修めて科挙に合格した地方出身者が、家門や地縁によることなく中央政界に進出してきた。今日の研究では、前者を勲旧派、後者を士林派と呼んでいる。士林派は度重なる勲旧派の弾圧(士禍)を受けたが、16世紀後半には勲旧派を一掃して政権を掌握するに至った。しかしその後、中央政界の士林派の間では、壬辰倭乱後の国家再建の方策や朱子学の性理学的解釈などの相異により、党派が形成され始めた。この結果17~18世紀には、政権の掌握をめぐる各派の抗争が激化した。

こうしたなかで、王はその時の政治情勢に応じて、政府の重要ポストの占有を各派に代わる代わる任せるという換局を行って、特定の党派の勢力伸長を阻止しようとした。18世紀初めに即位した英祖(位1725~76年)は、朋党の打破を目指して党派に偏らない人事を行い、四色(老論・少論・南人・北人という代表的党派)から有能な人材を登用する蕩平策を積極的に推進した。ついで即位したのが本報告で取り上げる正祖(位1777~1800年)である。この王も蕩平策を受け継ぎ、君主権の確立を目指したのであった。

正祖は即位直後から、若く有能な人材の発掘に力を注ぎ、たとえば歴代君主等の御製・御筆を奉安する場所であった奎章閣に、37歳以下の有為の文臣を集めて教育する抄啓文臣制度を創設した。ここで注目すべきは、党色・京郷・嫡庶の区別なく、人材を適材適所に起用するという原則が貫徹されていることである。また、英祖の蕩平策が勢力均衡に重点を置いていたのに対し、正正祖のそれは忠逆・是非・義理を明らかにした政派を中心に政局運営を行わせている点に特色がある。軍制面では、新たに壯勇衛という王に直結した軍隊を設け、軍制を整備するとともに軍事力の掌握に努めた。さらに、正祖は根本法典である『統大典』を再編纂させ『大典通編』として颁布した。『統大典』は建国当初に作られた『經國大典』を英祖の時代に再編纂したものであったが、それからわずか50年後に再び手が加えられたのである。

当時の社会の変化がいかに大きなものであったかを示すと同時に、そうした情勢に対する正

祖の機敏な対応が窺われよう。また社会政策では、民意を知り「安民」を実践することに努めた。実際の政策では上言と擊錚(訴えのある者が君主の行幸する道でドラを鳴らして上訴すること)を積極的に奨励し、民衆と直接接觸する機会となる水原(正祖の父思悼世子の御陵がある)への行幸を重視した。加えて、数次にわたり暗行御史(密偵)を地方へ派遣して実情把握に努めた。

正祖は以上のような政策を通じて、「知人」「安民」を治道の核心とし、中国古代の聖君である堯・舜・禹のような「君師」たらんことを目指したのである。正祖はある文章の中で、君主を明月に、臣民をその月に照らされる川の水にたとえ、君主を万物(臣民)を生成する根源である太極の位置に置き、君主は唯一無二の存在であることを主張するに至っている。

このように、君主が君主権を強化しようとする傾向は、朝鮮だけでなく清朝においても認められる。特に、清朝の最盛期に在位した雍正帝(位1723~35年)の独裁君主権を強化しようとする諸政策は、正祖の諸政策を考える上で多くの示唆を与えるものといえよう。雍正帝は積極的に奏摺政治、密諭政治、軍機處の創設、賤民解放などを推進し、思想面では、滿州人の異民族支配を肯定する理論を構築することに腐心した。両者とも共通して、堯・舜・禹を目標として自ら「修己治人」に努め、特定の臣僚の言動に左右されない政治を行った。

以上、18世紀の朝鮮における君主権の確立過程とその意味について、雍正帝の場合と比較しながら検討してみたい。

M E M O

中世ノヴゴロドの外人裁判権

小野寺利行

(明治大学大学院西洋史専修博士後期課程)

12-15世紀のノヴゴロドは民会を最高権力機関とする共和制都市国家であったが、実質的には貴族身分によって支配されており、とくに14世紀になると貴族による寡頭体制が確立された。このような状況のなかで、対ハンザ貿易に代表される商業に対する貴族の統制も強化されていった。例えば、外国商人とノヴゴロド人との間の係争に対する外人裁判の主導権が掌握していったのも、その一例である。もともとこの裁判は、非貴族身分の有産市民・庶民から選出される役職である千人長と、イワン教会を守護教会とする商人の団体「イワン商人団」の長老とによって統轄されていたが、14世紀後半に千人長が貴族に占められるようになると、この裁判が貴族主導となったといわれている。しかし、貴族が実際に裁判にどのように介入していくのかは必ずしも明らかにされてはいない。さらに、外人裁判権の変容が当地に商館を構えていたハンザ商人に及ぼした影響も、ほとんど触られていない。そこで本報告では、これらの点を明らかにしていくこととする。そうすることによって、ノヴゴロドのいかなる身分が対ハンザ関係における主導的な役割を担い、彼らがハンザといかなる関係にあったのかを知る手掛かりが得られると思われるからである。

外人裁判権に関する規定は、ハンザとの間で取り交わされた1268年の条約草案と1269年の条約との中に記されている。条約草案では「千人長・長老・ノヴゴロド人」によって、条約では「市長官・千人長・商人」によって、ハンザ商人とノヴゴロド人との係争の裁判がイワン教会で行われることが規定されていた。さらに13世紀末ないし14世紀末に成立した「フセヴォロドの遺言状」と呼ばれる文書の中にも規定がある。それによれば、千人長とイワン商人団の長老とがイワン教会において、商人団内部・商業・外国商人に関する裁判、商業裁判を行うことが定められていた。

これらの裁判権規定の中で1269年の条約の条文だけが、市長官、すなわち貴族の裁判への関与を定めている。しかしこの条約には裁判権に関する条項がさらに二つあり、そこに市長官が登場していない。すなわち、裁判が常に市長官の主導下にあったわけではなかったと考えられる。ハンザ商館がハンザ諸都市に宛てた書簡などから裁判の実態を知ることができるが、それによれば、市長官が裁判に関わっている事例は多く、商館襲撃・強盗・傷害・殺人などのいわ

ゆる上級裁判の場合であった。つまり、市長官はノヴゴロド国内では上級裁判権を有していたが、外国商人が関係した場合でも市長官は同様の権限を行使していたことになる。そして市長官が関与しない場合の裁判は、上級裁判権に与えることができず、限られた範囲の権限を有するにとどまっていたのである。

さらに書簡などのハンザ側の史料からは、イワン商人団の長老が裁判にかかわっていた事例はほとんど見られない。つまり、市長が関与しない裁判でも、その主導権は千人長にあったことになる。ただし裁判における商人団の影響力が小さかったとはいえ、千人長が非貴族身分から選出されていたことを考えれば、裁判は貴族の統制を受けていなかつたと考えられる。外人裁判が貴族の主導下に置かれるようになるのは、やはり千人長職が貴族に独占されるようになってからと見て間違いないだろう。

条約草案の「長老」と条約の「商人」とは一般にノヴゴロドの者であるとされているが、ハンザ商館の長老を指すと考える研究者もあり、若干の見解の相違が見られる。1335年に外人裁判をイワン教会で行うようにハンザは要求をしているが、そこでは千人長とハンザ商館の長老とが裁判を行うことが記されている。このことから、ハンザ商人が関係した外人裁判の場合には双方の代表者が合同で裁判を行うことになっていたと考えられる。しかし実際には、ハンザ商館の長老が裁判に関与していた形跡はほとんど見られない。裁判権の主導権が貴族にあったことを考えると、ハンザ商館の長老を排除していたのも貴族の意向によるものであったと考えられる。

以上のように、ハンザ商人が関係した外人裁判において、商業活動の当事者であるノヴゴロドのイワン商人団の長老やハンザ商館の長老を事実上ほぼ排除し、双方の商人の影響力を弱めることによって、貴族は主導権を確立し、商業面への統制を強めていったのである。

M E M O

「火竟」銘をもつ倣製鏡の再検討

新井悟

(明治大学大学院考古学専修博士後期課程)

はじめに

「火竟」銘をもつ倣製鏡については、樋本杜人氏によって持田25号墳出土鏡と幡枝古墳出土鏡との比較から、刻銘が同一工人によって行なわれた可能性が高いこと、「火竟」という文字の意味が「採火」に通じることの考察がなされた。その後、森下章司氏によって、倣製鏡の型式学的編年から2面の鏡の年代を5世紀後半に位置付けることがなされた。^{註1}

今回、明治大学考古学博物館の新収蔵の一面の倣製鏡に「火竟」銘があることが判明したことを契機に私は類例の再検討を行なった。結果、字形の問題で樋本氏の見解に一部修正をしなければならないこと等の問題点が浮かんできた。ここでは、「火竟」銘をもつという点で共通した3面の倣製鏡の型式学的な比較検討から、5世紀後半の鏡作り工房における分業の問題について予察的な見解を提示してみたい。

「火竟」銘をもつ倣製鏡の類例

明治大学考古学博物館藏鏡

購入品のため出土地・出土古墳にかかる記録等の一切がない。

面径は、19.7cm。内外区の一部が欠損するが遺存は良好。重さは約810グラムである。内区は乳により4区画され、交互に神像・獸形を配する。内区の外側の圈線には退化した方格が付加されており、浮き彫りの神像・獸形の間の空間を線彫の渦紋で充填している。内区外周には櫛齒紋帶・素紋帶がめぐり、内外区の境の斜面には鋸齒紋帶がある。外区には複線波紋帶・鋸齒紋帶がめぐり、縁はゆるいヒ縁である。鉢座は円座、乳座は車輪様のものである。

刻銘は縁の外端部に「□火竟」とある。

宮崎県持田25号墳出土鏡

古墳は、直径約16m・高さ約3mの円墳で、内部主体は明らかではない。副葬品には本鏡と画紋帶神獸鏡1面があり、ほかに直刀・勾玉・管玉などがあったといわれる。

面径は、20.0cm。完形である。重さは約860グラムである。内区は乳により4区画され、各区に獸形を一頭づつ配する。外区には鋸齒紋帶・櫛齒紋帶・複線波紋帶・鋸齒紋帶がめぐる。縁はゆるいヒ縁である。鉢座は円座、乳座は円座である。

刻銘は縁の外端部に「火竟」とある。

京都府幡枝古墳出土鏡

^{註4}

古墳は、円墳であるという以外はその規模も内部主体も明らかではない。副葬品には本鏡とほか、管玉1・鉄劍1がある。

面径は、20.4cm。重さは約915グラムである。内区は乳により4区画され、各区に獸形を一頭づつ配する。また各乳には線彫の神像の頭部がつく。内外区の境に断面三角形の突帯があり、そこに鋸齒紋帶・櫛齒紋帶がめぐる。外区には複線波紋帶・鋸齒紋帶がめぐる。縁はゆるいヒ縁である。鉢座は円座、乳座は円座である。

刻銘は縁の七面に「□火竟」とある。

資料の比較検討と工房における分業

3面の倣製鏡の鏡背紋様の形式は明大鏡と幡枝鏡が神獸鏡、持田鏡が四獸形紋鏡である。その紋様の表現方法はそれぞれ異なっており、同一工人の製作によるものであるとは到底考えられない。しかし、面径についてみると3面の最大差が0.7cm、重さについてみると欠損している明大鏡を復原して考えればおそらく3面の最大差が約60グラムになることのほかに、断面および鉢孔の形態など多くの共通点がみられる。そして、最大の共通点は「火竟」という刻銘の存在である。

鏡作りの工程を考えたばあいに、おおまかには鋳型の製作→鋳型に鏡体を彫る作業→紋様の彫り付け→鋳型の焼成→鋳込み→研磨の順に作業がすすむことになる。3面の倣製鏡の相違点であった紋様の表現方法は、工程全体からみれば紋様の彫り付け段階の差である。むしろ、ほかの多くの共通点は工程全般にわたる3面の同一性をしめしていると考えられる。

同時代の倣製鏡の存在も考えあわせた時に、紋様の彫り付けを行なう工人だけが、何人もいたと考えるよりも、工房のなかで工程全般の管轄者のもとに分業が行なわれており、新來の技術である鑿彫りの工人はそこに一時的に組織されたものとみるのが自然であろう。

註1 樋本杜人 1971「仿製鏡の火鏡銘について」『考古学雑誌』第56巻3号

註2 森下章司 1993「火竟銘仿製鏡の年代と初期の文字資料」『京都考古』第73号

註3 梅原末治 1969『持田古墳群』宮崎県教育委員会

註4 高橋美久二 1987「京都市左京区幡枝古墳とその出土品」『京都考古』第44号

M E M O

1996年度シンポジウムの趣旨説明

駿台史学会企画委員会

◆1996—97年度の総合テーマ「植民地支配の国際比較」

昨年は第2次世界大戦の終結から50年目にあたり、歴史学界においても、国内外で戦争と植民地支配、戦後補償問題などに関するさまざまな企画がおこなわれた。駿台史学会も1994年から「戦後50年企画」の検討を始め、『駿台史学』が記念すべき第100号をむかえる今年度に、第1弾の企画（シンポジウム）を実施するにいたった。

「戦後50年企画」の総合テーマは、歴史学のかかえる今日的課題、歴史学への社会的要請、さらには駿台史学会会員のなるべく多数の問題関心に応えることができるという点から「植民地支配の国際比較」となった。しかし、「国際比較」や植民地支配に関する学説紹介的なものではなく、かつ多分野・多地域の研究者を擁する駿台史学会の特色を十分に生かせる内容を、と検討してきた結果、「戦後50年企画」は、2年連続のシンポジウムとし、本年度（1996年度）は「旧帝国の崩壊と植民地主義」、来年度（1997年度）は「植民地支配と学問・歴史学」（仮）」をテーマとすることにした。

◆1996年度テーマ「旧帝国の崩壊と植民地主義」

今年度は、植民地支配が本格的に始まる前提条件となる「旧帝国の崩壊」に焦点をあてる。この場合の「旧帝国」とは、19世紀以降の欧米・日本など膨張主義国家の蚕食の対象となつた、広大な領域支配・異民族支配を展開してきた前近代的な帝国である。本年度シンポジウムは、まず、世界史における影響力という点で落とすことができない「旧帝国」の代表として中国（中華帝国）とオスマン帝国を、そして、「旧帝国」の伝統的な統治システムの下にあり独自の高度な文化を有する「伝統国家」が植民地化された事例として朝鮮を検討の対象とした。

本年度のシンポジウムでは、おもに「旧帝国」が欧米植民地主義＝西欧近代国家システムに對してどのような理念と方法で対応しようとしていたのか、あるいは「旧帝国」「伝統国家」の支配秩序の崩壊を欧米列強や日本がどのように利用して植民地支配を拡大していくのか、といった問題を中心に、それぞれ分野の専門家から問題提起をしていただき、他分野・時代を専門とする参加者を含めての討論によって、理解を深めていくつもりである。問題提起者は下記の通りである。

茂木敏夫氏（静岡県立大学）「中華帝国の場合」

永田雄三氏（文学部東洋史学専攻）「オスマン帝国の場合」

海野福寿氏（文学部日本史学専攻）「韓国の場合」

シンポジウム當日には、3氏の報告とともに質疑応答・討論をおこない、他分野についてはフロアからの発言によって補っていきたい。

◆1997年度テーマ「植民地支配と学問・歴史学」（仮）

来年度は、現在のところ植民地支配と学問・歴史学がどのようにかかわったのか、という問題を中心にシンポジウムを行う予定である。考古学・文献史学・地理学それが帝国主義のパワーポリティックスにさまざまにかかわってきたことは、厳然たる事実である。列強の膨張と支配を支えた学問、支配からはかり知れない恩恵を受けた学問、そして権力政治に抵抗した学問など、植民地支配と学問・歴史学とのかかわりについて、それ自体を學問的に、かつ多面的に検討したい。

M E M O